

○環
境
水
產
省、
厚
生
勞
動
省、
經
濟
產
業
省、告
示
第
八
號

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成七年農林水産省、厚生労働省、令第一号)第七条の三第二号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の三第二号に規定する主務大臣が定める単価(平成二十九年三月農林水産省、財務省、厚生労働省、経済産業省、告示第九号)の一部を次のように改正し、令和二年十月一日から適用する。

令和二年三月三十一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改	正	後
改	正	前

規則第四条第五号に規定する分 別基準適合物	規則第四条第四号に規定する分 別基準適合物	規則第四条第三号に規定する分 別基準適合物	規則第四条第一号に規定する分 別基準適合物	規則第四条第一号に規定する分 別基準適合物	規則第四条第一号に規定する分 別基準適合物
フレーク若しくはペレット等の プラスチック原料又はペットボ トル等の原料となるポリエステ ル原料(ビス(二ヒドロキシ エチル)テレフタレート、テレ フタル酸ジメチル、テレフタル 酸等をいう。)を得るための手法	製紙原料等又は古紙再生ボー ド、溶鋼用鎮静剤若しくは古紙 破碎織物等を得るための手法 であつて、当該製紙原料又は當 該古紙再生ボード、溶鋼用鎮靜 剤若しくは古紙破碎織物等の 原材料を除いた選別後の分別基 準適合物から固形燃料又はフラ フ燃料を得るためのもの	一トンにつき八七九円 三円	カレットを得るための手法	カレットを得るための手法	一トンにつき五〇〇円 九円

規則第四条第五号に規定する分 別基準適合物	規則第四条第四号に規定する分 別基準適合物	規則第四条第三号に規定する分 別基準適合物	規則第四条第一号に規定する分 別基準適合物	規則第四条第一号に規定する分 別基準適合物	規則第四条第一号に規定する分 別基準適合物
フレーク若しくはペレット等の プラスチック原料又はペットボ トル等の原料となるポリエステ ル原料(ビス(二ヒドロキシ エチル)テレフタレート、テレ フタル酸ジメチル、テレフタル 酸等をいう。)を得るための手法	製紙原料等又は古紙再生ボー ド、溶鋼用鎮静剤若しくは古紙 破碎織物等を得るための手法 であつて、当該製紙原料又は當 該古紙再生ボード、溶鋼用鎮靜 剤若しくは古紙破碎織物等の 原材料を除いた選別後の分別基 準適合物から固形燃料又はフラ フ燃料を得るためのもの	一トンにつき九一八三円 一トンにつき一、八三	カレットを得るための手法	カレットを得るための手法	一トンにつき五五〇円 九円

厚生労働大臣 麻生 太郎
農林水産大臣 江藤 拓
経済産業大臣 梶山 弘志
環境大臣 小泉進次郎

規則第四条第六号に規定する分
別基準適合物

白色の発泡スチロール製食品用トレイに係る分別基準適合物から減容顆粒品、インゴット又はペレットを得るための手法	ペレット等のプラスチック原料又はプラスチック製品等を得るための手法	高炉で用いる還元剤を得るための手法	高炉で用いる還元剤を得るための手法	高炉で用いる還元剤を得るための手法	高炉で用いる還元剤を得るための手法
一トンにつき四八、七二七円	一トンにつき五四、八〇六円	一トンにつき四五、五三〇円	一トンにつき四五、五〇九円	一トンにつき三四、五九七円	一トンにつき四〇、四一七円

規則第四条第六号に規定する分
別基準適合物

白色の発泡スチロール製食品用トレイに係る分別基準適合物から減容顆粒品、インゴット又はペレットを得るための手法	ペレット等のプラスチック原料又はプラスチック製品等を得るための手法	高炉で用いる還元剤を得るための手法	高炉で用いる還元剤を得るための手法	高炉で用いる還元剤を得るための手法	高炉で用いる還元剤を得るための手法
一トンにつき四〇、四一七円	一トンにつき五四、五一九円	一トンにつき三四、五七九円	一トンにつき三四、五四三円	一トンにつき三六、五六九円	一トンにつき三六、五四九円